秘

8

# 官治統制の再検討（未定稿）

（以印刷代謄寫）

128

めくれず

国立公文書館
National Archives of Japan

# はしがき

従來の官治統制は民間人をして多年の經驗と勘と熱意とを活用する餘地を少からしめ、徒らに氣を腐らし統制の實際に即せず非能率的なるを批難する情勢を來し、全く國家の總力發揮に反する現象を見るに至つて居る。之を清掃して軍官民抱合して國家總力を發揮せしめることが目下の急務である。

本稿は、私が知友から平素耳にして居る官治統制に對する不平のメ、モ、の一部である。混然雜然、まだよく整理してない。又中には必ずしも妥當でないと思はれるものもある。然し病を治さんとすれば、病を知ることが第一義であると思ふので、不取敢未定稿のまゝ參考に供する。

昭和十六年五月十日

長崎英造

129

# 目次

## 官治統制の再檢討


生產擴充に逆效果を來し居る理由並にその實例……一頁

一　物動計畫……一

二　物價政策……四

三　會社經理統制令……六

四　賃銀統制令……八

五　資金統制……九

六　重點主義……一〇

七　手續の煩雜……一一

八　官廳間並に官廳內の對立及不統一……一四

九　配給統制に依る配給の不圓滑……一五

一〇　勞務統制……一八


130

# 官治統制の再檢討（未定稿）

（昭和十六年五月十日）

長崎英造

## 生產擴充に逆效果を來し居る理由並にその實例

### 一 物動計畫

#### （a）物動計畫の決定遲延に起因する場合

物動計畫は當該年度前に決定し、遲くとも年度初め迄には確立すべきものに拘らず、從來正式決定を見るは、當該年度を經過して六月頃となるが普通である。從つて物資の配給計畫は自然延引し、實際割當を受くるは當該期末か、甚しきは次期に繰延ばされることが屢々である。かくて實際業者への現物入手は早くとも半年を經過する關係上、自然生產は遲延し、生產能率は著しく低下するを免れない。

**［實例一］** 某組合會に於て昭和十五年度第四、四半期（十六年一月—三月分）銅材割當總量の決定を見たのは本年三月八日で、之に依り需要者別品種別割當證明書を取得したのは三月二十五日乃至三月末であつた。



131

而して現在之に基き某共販會社へ製造方交渉中の有様であるから現品入手は更に數ケ月以後のことゝなる。蓋し、造船材料の如きは市場品に依らず、製鐵業者（共販會社を經て）と特約し、所要寸法のものを製作せしめるものであつて、切符を入手して現品となる迄には、其の製造業者の製造能力を考へると次期の終り、即ち六、七月頃漸く所要量の一部が手に入る譯であるから、今日造船事業に重點主義を唱へても、かゝる情勢では如何とも工程を挽回し得ない。少くとも一ケ年を計畫期とし、之を見透して配給割當可能なる樣、前渡切符制を設ける必要がある。

**［實例二］** 某工聯の昭和十五年第三、四半期（十五年十月―十二月分）鋼材の割當の狀況を見るに總量の決定が本年二月初に行はれ、品種別割當は漸く二月二十五日に至つて決定を見た。如何に總量のみの割當があつても、品種別割當が確立しなければ割當證明書入手出來ず、又證明書を取得しても前述の如く直ちに現品化する理でなく、早くとも二ケ月、遅ければ九ケ月以上を費して、辛じて現物化する次第である。斯く物動計畫の延引による資材割當の遅延は、機械、製作品等の完成を逐次延期せしめ、ために工程の變更、振替等あらゆる不都合を生じ、又材料待ちのため生産能率は著しく低下してゐる。尚又資材の割當を見ると、機械製作品の主體をなす鐵鋼の割當に於ては、例へば千數百瓩の鋼材を要する或るプラントに對し、一期僅に十瓩乃至二十瓩と云ふが如き極めて小刻みに承認書が發行されるので、竣工は到底望み得ざる事態である。

### （b）物動計畫に於ける軍需と生産擴充との競合關係により、生産に齟齬を生ずる場合

物動計畫は軍需と生産擴充とが並行的に計畫されてゐるが、この二面の物資需要關係に於て一應物動計畫にて樹立された分配比率が、突發的な軍需のために齟齬を來す。即ち軍需優先のために生産擴充方面に引當てられた資材の割當が犠牲に供せられることになる關係上、生産擴充に齟齬を來し、若くは生産が遅延されることになる。然も物動計畫は生産擴充を豫想して樹立せられたるもの故物動計畫の齟齬は常に生ずることとなる。

**［實例］** 生産擴充の重點は、鐵、石炭及び運輸の三であるから、この三者が優先的に擴充されないと、生産擴充も、軍備の充實も机上の空論に終る。鐵、石炭を增産しても、之を輸送しなければならぬが、現に石炭の如きは、日本の貨物輸送の約半分を占めてゐるから、石炭の增産には、船の增産、貨車の增産、港灣の積込設備が必要である。處が輸送方面は軍需のため、運搬船の建造が軍需優先のために遅れ、生産擴充は望めない。故にかゝる基礎的資材は軍需と同一に優先配給が必要である。本年は石炭はある程度增産が出來ても、海上輸送の船腹不足のため寧ろ、炭礦は減産してゐる。

又、石炭增産には鐵材が必要であるが、之も鐵材の供給不足、配給不足のため增産が行詰つて來た。最近鐵材の配給は餘程の進展を見たが、需要の半分を充すに足らない。蓋し、一瓩の石炭採掘に鐵約四瓩を要し、一瓩の製鐵には石炭三瓩あれば充分である（從つて、百瓩の鐵をつくるために石炭三百瓩を要する



132

が、三百噸の石炭採掘には鐵は一噸二分あれば充分である）から、換言すれば、鐵は石炭に一噸の資材を供給して三百噸の石炭を入手し、百噸の鐵の生産が出來る。かく石炭業には鐵を必要とするが、この配給が需要の半分に充たないため、增産も亦覺束ない。

**（c）生産計畫に綜合性と融通性とを缺くため、計畫實現に齟齬を來し、生産擴充に支障を生ずる場合**

從來の官による生産計畫は、(1) 綜合性を缺き、(2) 國際變局に對應すべき適時適應の融通性に乏しく、(3) 且つ官廳間のセクショナリズムに禍ひされて、生産豫定量の實現は到底望むべくもない。既に生産計畫にして實現至難なる以上、之を基底とする物動計畫に於て齟齬を來すことは明かであり、從つて實質的なる生産力擴充計畫に一大支障を來しつゝある。

**「實例」** 國策上、最重點主義を標誘せられてゐる鐵鋼業に於て如實に現れてゐる。

## 二　物　價　政　策

**（a）物價政策殊に價格等統制令により生産遂行を障害せらるゝ場合**

即ち價格等統制令第二條「價格等ハ昭和十四年九月十八日（指定期日）ニ於ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ支拂又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所ニヨリ價格等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限リニ非ス」の規定により、指定期日に於ける額を超えて契約又は賣買するには、行政官廳の許可を要する。然るに許可を申請してより許可ある迄六ケ月以上の長時間を要するため緊急所要の物資と雖も受渡不能に陷り、戰時經濟運營上支障を來してゐる。

**「實例一」** 例へば軍需品として軍から配給證明を受けたる或る物品は、本年三月末には需要者に於て是非共必要缺くべからざるものであつて、軍の資金を以て外國より輸入したるものなるにも拘らず、内地に於ける統制機關は價格申請中にして、未決定の爲め引渡不許可となり軍より商工省に種々口添へあるも未だ解決に至らない。

**「實例二」** 又昨年八月軍需資材として配給證明書を受け、製造業者はその製品を完成せしめたに拘らず、偶々その製品の公定價格未決定なる理由の下に、二ケ月餘發送を延引せしめられた。

右の如く軍需品製作の場合に於てさへ支障を來して居る次第であるから、民需品に至つては、其の障害一層甚しきは想像に難くない。

**（b）物價政策としての補助金制度に依存しては生産擴充は行ひ難き實情にある**

即ち現在低物價政策に於ては價格は標準生産費を基準として決せられる關係上、標準生産費以上のもの、換言すれば收支償はざる生産事業は行はれないことになる。そこで補助金制度が採られるが、補助金制度には次の如き缺點がある。第一、政府が毎年議會の協贊を經て決められること、第二、それは一年限りのものであつて、翌年は補助金を出すか出さぬか、又出すとしても幾何か全く見當がつかぬこと之である。此の爲めに生産擴充は特に石炭のやうな資源開發に相當の年限を要する事業に於ては、かゝる補助金政策



133

国立公文書館
National Archives of Japan

の下に増産を行ふことは出来得ない事情にある。

**（c）低物價政策の固執は必ずしも生産費低下とならざるのみならず、生産擴充を阻害する場合がある**

蓋し同一原料資材でも、それが商品生産費中に於て占むる割合は商品によつて異るから、商品によつては原材料の價格が多少低廉となることよりも、寧ろ多少高くとも所要量の供給により、生産設備をフルに活用せしむることの方が結局製品原價の低廉となる場合が少くないからである。此の限り低物價政策の固執は却つて生産擴充を妨げることになる。

**［實例］** 石炭價格について之を見るに、補助金制により炭價は均一的に安くなるとしても、生産事業に於ける原價中石炭の占むる割合は例へば鐵、セメント、綿絲の場合では夫々異る。鐵一瓲に付石炭が約三瓲必要である關係上、假に石炭價格三圓の値上りは　鐵原價九圓即ち約一割の上騰となる。併しセメントの場合は石炭費はその生産費の何パーセントと云つた程度であり、綿絲一梱の生産費については約二パーセントを占むるに過ぎない。それ故補助金制度で多少石炭は安くなるとしても、生産事業に於て所要量の適性炭が入手出来ない爲めに、生産擴充出来ないことの方が重要問題である。

**（d）總じて物價政策は一貫的綜合的適性價格制の基調を欠き、彌縫的、消極的且つ技術的低物價政策の弊に陥つてゐる**

## 三　會社經理統制令



**（a）劃一的經理統制の弊に墮してゐる**

資産銷却、配當率設定等の場合、適時適應の融通性を缺き、從つて、企業者の創意と經驗を十全に發揮せしむる餘地を缺く。その結果、企業心の萎微、人心の不安を醸成しつゝある。

**（b）役員報酬に於ける劃一的なる制限は企業經營に於ける發展を妨げる**

生産擴充には必然經營事務の擴大を伴ひ、之がために事務分擔上重役の增員を必要とするが、經理統制令により役員報酬の總額が制限せられてゐてはそのことも不可能である。從つて生産減の直接原因とはならない迄も、手不足は自然生産擴充を不充分なものにする。

**（c）給與制限は新入社員の前途の希望を殺ぎ、優秀者の拔擢を不可能ならしめ、ために生産力の發揮に影響を及ぼす**

會社經理統制令に依り、生産の第一線に立つて働く青年職員は初任給は最高額が定められ、その後は平均年七分の昇給率の範圍内で昇給する外ない。然るに現在我が國の主要工業會社及び新設會社は新舊職員の割合が均衡を失ひ、新入社員を多數擁する關係上、之等新社員を昇給せしめ得る金額上の餘裕甚だ少きため、前途の希望を失はしめ、生活難を感ぜしめつゝある。加之、優秀者の拔擢を事實上不可能としてゐる關係等が生産力の發揮に影響を與へてゐるは言を俟たない。

**（d）産業別に技術並に勞務事情及びその難易を異にするを以て、經理統制令による劃一的なる給與制限は實**



国立公文書館
National Archives of Japan

**際に適せず、その結果必要部門に於ける勞務技術者缺乏のため、生産力を甚だしく阻害してゐる**

[**實例**] 例へば同じ産業と雖も石炭業の如く地下資源の開發と云ふ、危險性のあり、不衛生的な勞務者と機械工業例へば飛行機工場に於けるが如く衛生的なる勞務者も均しく劃一的なる給與令の適用を受くるの結果は、條件の悪い前者に於ける勞務希望者はその數を減じて行く。現に學校に於ける採礦冶金科志望者は殆んどないと云ふ憂ふべき狀態を呈してゐる。かくて技術者難のため、將來生産擴充は相當の支障を見ることは明かである。

## 四　賃銀統制令

**（a）劃一的賃銀統制の爲め生産擴充を阻害す**

[**實例**] 劃一的賃銀統制の缺陷は、例へば後一時間にして本船荷役完濟せらるゝに拘らず、荷役停止の止むなきに至る結果、重要物資原料の不足、船腹の不足等に拍車をかけつゝある。又最重點工場に對する考慮を拂はれざることは、生産の増强に支障を來しつゝある。

**（b）劃一的賃銀統制は活動の中心となる常傭勞務者に對して給與の増進待遇の改善等を制限するに反し、臨時雇傭勞務者に對しては需要の増加のため高賃銀を支拂ふと云ふ矛盾を生じ、その結果、常傭勞務者の不平不滿を誘發し、移動頻しく、勞務者確保を困難ならしめる**

[**實例**] 東京に於ける交通業勞務賃銀の一例を掲記すれば、

| 區別 | 勞務員數 | 賃銀 最高 | 賃銀 最低 | 賃銀 平均 |
|---|---|---|---|---|
| 常傭 | 八七二人 | 二・五〇錢 | 二・二〇錢 | 二・七〇錢 |
| 臨時 | 三七三 | 三・五〇 | 二・五〇 | 三・〇〇 |

## 五　資金統制

**（a）資金統制により生産擴充資金調達に長時日を要することは生産擴充上甚だしく不便である**

[**實例**] 例へば社債により生産擴充資金を調達せんとしても、起債の認可を得て、愈々實際に社債を出す時には、起債市場に於ける消化力を公債消化力と睨み合せて行はしめられる關係上、自然社債消化力の不足と云ふことになる不便がある。かくて例へば起債の時期を延され、額を制限される等により生産擴充が著しく阻害せられる。

**（b）資金調整法を以ては業種別に計畫資本調達に對する許可制に甲乙の差等を設けてゐるが不急不要産業の新資金調達に關し不能と云ふ、謂はゞ間接的效果を規制するに過ぎず、直接重要産業の新資金調達には積極的援助を期待し得ない**



135

**［實例］** 勿論總動員法第十一條に基く銀行等資金運用令に依り強制貸付の方途が拓かれてゐるが、各個事業に對する之が發動は極めて至難であることは周知の如くであるから、經理統制令、資金調整法、資金運用令相互間に一貫性を缺き、現在重要産業に關する事業にあつては、資金調達難に逢著し、生産の增强に一頓坐を來しつゝある。

**（c）資金統制に依つて小運搬具等の增備掣肘され、延いて物資運輸に影響を及ぼしてゐる**

**［實例］** 鐵道の輸送强化に即應するには小運搬具の增備强化は絕對的必要なるに拘らず、資金調整法に依つて自働車五〇臺增備の認可申請に對し僅かに八臺の認可と云ふが如く、著しく制限され、これに依つて殺到する物資に對し圓滑なる輸送は到底望まれない。

## 六　重點主義

重點主義の實情に關しては種々相を呈してゐる。こゝにはその一、二を揭げる。

**（a）あまりに重點主義の觀念に囚はれ、産業の實情に即應せず、ために折角の重點主義が、何等の生産擴充の效果を齎らさないと見られる場合**

**（b）重點主義は地域別、業種別、經營別に綜合的觀點に立つて施行せられてゐない結果、形式的、部分的、重點主義に墮して、その弊の大なるに拘らず實績は遲々としてゐる**

**（c）重點主義にも拘らず生産擴充は略々限界に達してゐるが、併し重點主義への官民努力の結果、生産條件は最近稍改善されて來たと見られる場合**

**［實例］** 石炭業に於ては、資材、勞力、資金共に不足であり、可成その限界に近づいてゐる。即ち生産擴充の必要は認むるも資材、勞力並に賃銀の觀點から事實それは容易でない。然し、石炭業は最近重點主義に依り、資材、食糧、勞力等の配給が稍改善されて來た。蓋しそれは例へば增産强調週間等に依り各省及び企畫院等の努力に負ふ處が大である。

## 七　手續の煩雜

これは餘りに顯著な事實で、實例も枚擧に遑がない位である。玆には少し許り例を擧げる。

**（a）出願手續の煩雜**

**［實例一］** 某縣下に於て瓦斯工作物を設備する場合、工作物設置に對し三種の法規の適用をうけ、而も同時に申請書を提出し得す、その一つが許可になつて後、次を提出するが如き規定となつてゐるため、申請事項が完結し、工事着手に至るまでには有に半ケ年を要する。その出願順序を示すと次の如し。

1. 瓦斯事業法により商工大臣宛工事施行申請（某縣廳經由）→商工大臣名許可
2. 鐵鋼工作物築造許可規則により某縣知事宛築造許可申請（本申請には1.の許可證寫を添附す）→許可
3. 某縣工場取締規則により某縣知事宛工事施行申請（本申請には2.の許可證を添附す）→許可
4. 竣功使用許可申請



136

工事竣工後左記竣工使用許可申請書を提出し、(1)及(2)の使用許可（兩方とも縣知事許可）を得て使用し得

(1)　瓦斯事業法により竣工使用許可申請→許可

(2)　某縣工場取締規則により竣工使用許可申請→許可

(3)　鐵鋼工作物築造許可規則により竣工届

右の場合、若し瓦斯事業法による申請に某縣工場取締規則に依る申請を包含せしめて一括申請し、工事に對する許可を商工大臣名のもののみとすれば、申請より工事着手に至る時日は著しく短縮する。同時にまた工事竣工後使用許可申請も一つとなるため、同一工作物につき提出書類の重複を避けることが出來る。

**〔實例二〕**統制の實行機關として統制組合を結成する。その種類は多種に亘り一つの事業に就て幾百と言つても過言でない程であり、而も、手續は一々この組合を通ることを條件とせられる。例へば滿洲國に於て新に工場を建設する場合には、日本内地製の製品原材料を使用せんとせば二十九回の手續を要し、結局に於て關係官廳に提出すべき書類は六十三通に及ぶ。これは事務簡捷の點からすれば、正に大勢逆行である。尙特に、遺憾に堪えないことは、前述の統制組合が、最近に於て解散されつゝある事實で、これらの組合が設立に際しては地方官廳の指圖乃至は中央官廳の命令に基づいてゐることに想到すれば、誠に思半にすぎるものがある。

### （b）輸出入品等臨時措置法に於ける手續の煩雜

**〔實例一〕**輸出入品等に關する臨時措置法に基づく商工省令たる臨時輸出入許可規則による圓域向輸出許可申請手續に於て輸出許可申請書を添付書類と共に商工省貿易局機械金屬分室へ提出することになつてゐるが、之を受付けるのに、半日を要すると云ふ實情である。（郵送も認められるが、許可が著しく遲延するので事實郵送する者なし）

**〔實例二〕**支那向生産用資材並に機器の輸出に關しては、生産用資材は興亞院の配給證明により調達し、大藏省へ無爲替荷物輸出許可申請をなすと共に商工省へ輸出許可申請をなして許可になつて初めて輸出することになる。この間の手續に早くて一ケ月乃至二ケ月は空費する事情にある。

**〔實例三〕**大冶鑛山に生産用資材を送るに要する手續は實に三十八關門を通らなければならない。

### （c）統制機關向手續の重複煩雜

**〔實例一〕**同一資料を各官廳毎に時々刻々提出を求められるは勿論、擴充、建設、修繕、原料購入、製品の販賣、資金運用、給料の設定等各事務に亘つて、官廳、統制機關向手續は重複煩雜し、そのため經營の合理化、生産の増强に支障を來しつゝある。

**〔實例二〕**某機械業者は鋼材の配給をうけるため、專任の事務員を五名をき、八方奔走せしめて、早くて一年



137

国立公文書館
National Archives of Japan

四ヶ月を要したと云ふことであり遅れると有に四年はかゝるとのことである。

## 八　官廳間並に官廳內の對立及不統一

之又無數の實例に惱まされてゐる。

### （a）官廳間の對立及不統一

「**實例一**」石炭の增產問題に就て商工省が監督當局として熱心に助力してくれるが、併しそれにも拘らず石炭の運輸、殊に船腹の不足に對して監督官廳たる遞信省が充分了解せず、ために生產擴充が片手落になると云つた事情等の如きその最も顯著な例である。

「**實例二**」昭和十五年度物動計畫設定資料として企畫院よりの發令に基き生產擴充計畫、產業用機械設備計畫に關し、夫々主務官省より、即ち、造船業關係は遞信省管船局より、製鐵業關係は商工省鐵鋼局より、電氣事業關係は電氣廳より調査照會があり、また同一事項に就て軍よりもあつた。これらは自己の所管部門のみに偏執した管見的照會であつて、多種部門に亘る機械設備を有する會社にあつては、分割計上困難な實情を無視して、重複計上も止むを得ずと云ふ如き方針を以て臨まれるため、その集計は尨大杜撰を免れず從つて之を根據とする統制の危險なること自明である。

### （b）官廳內の對立及不統一

「**實例**」セメント輸出に對しては商工省內に於て化學局と貿易局と意見を異にし、化學局の如きは內地セメント不足の折輸出の要なしとなし、最初輸出セメント生產用石炭の割當がなかつたが、貿易局の主張と業者の要望に依り昭和十四年末より增配されることになつたが、その數量は僅少且品質低位である。

## 九　配給統制に依る配給の不圓滑

**（a）配給關係の法令は對象物を異にするに從ひ統一なく關聯性に乏しく、各法令それぞれ獨立し、その間矛盾煩雜多く、一つの法令によつて許可せられても、他の法令による許可未定なるものあるかと思へば、同一官廳內でも課を異にするに從ひ取扱が異り、手續事務の澁滯となり、之が物資配給の不圓滑に陷る重大な原因をなしてゐる**

「**實例一**」船舶の建造には海運統制令による建造承認を要し、資金關係については資金調整令による手續を必要とする。幸ひ兩手續承認濟の船舶と雖も、資材配給に就ては右と全然關はりなく、夫々物資毎に異る統制法規の下に、別途の異る手續を要する。從つて時間と勞力とを空費すること多大である。

「**實例二**」鐵鋼工作物は鐵鋼工作物築造許可規則による許可を要し、之が査定條件として商工省に於ては物動計畫による鐵鋼の割當あるものに限ることにして居る。然るにこの兩者間に何ら連絡なく、例へば、物動計畫に基き鋼材の割當があつても築造許可を與へず、偶々許可があつても、物動計畫にて決定せる割當全量の使用を許可せずして削減し、木材を代用せしむることを命ずる等のことも珍らしくない。

「**實例三**」人造皮革の製造には原料用として織物纖維による織物、硝火綿塗料、アルコール、アセトン、蓖麻

子油等を必要とするが、之等物品に就ては夫々配給に關する統制法令がある。然るに人造皮革製造に際して綿布、アルコール、アセトン等は配給統制規則によつて政府が供給するが、最も必要品たる蓖麻子油に就ては監督官廳の無知識から配給せられず、爲めにわざ〳〵商工省内に當該係を設置せるが、係員の無經驗の爲めに配給は六ケ月も遲延しレザー輸出に停頓を來した。

**（b）監督が餘り嚴に過ぐる爲め、手數を要し、その結果配給の不圓滑を來す弊あること**

**（c）配給の遲延により生産擴充の齟齬を生ずること**

［**實例**］昭和十五年度産米の減收は蟲害による五百萬石減收によると言はれてゐるが、之蓋し肥料配給等の不足遲延にもよるであらうが、驅蟲油の配給遲延による蟲害によるものとも見られてゐる。

**（d）割當品の數量的不均衡、割當量の不完納等の缺陷**

［**實例一**］瓦斯事業に於ける石炭配給の例

(1) 割當量の完納されない場合配給統制が完全に行はれるならば割當量だけは全部受入れ得る筈であるが、過去の實績は全體的に見て完納されてゐない。

消費者は割當量に依つて事業上の計畫を樹てるから之が完納されない時は經營に種々の齟齬を來すことゝなる。

完納されない理由には生産業者に於て資材勞力等の不足の爲に豫定の生産量に達しない場合があり、生産の豫定は立てたが採算上生産し得ない等の場合がある。又生産は豫定量に達したが貨車、船舶、荷役人夫等輸送關係の不便から石炭が消費者の手に渡らず徒らに山元、港頭に死藏される場合等がある。

(2) 割當てられた石炭の各々の間に數量的にバランスが取れてゐない。

此の爲にコークス製造上に多大の不便がある。理想的な取合せを行へばデッドストックとなるものが出來るので、之を無理に使はねばならない狀態である。

(3) 增產奬勵の結果炭質低下の傾向が著しい

同一銘柄に於ける質低下と同時に低質炭の割當增加とがある、兩者共に機械設備に與へる惡影響が大く炭質による效率低下は少くとも數量的に補塡される必要がある。

消費の目的がカロリーなり揮發分なり或は固定炭素なりの一定量の質であるならば增產も數に拘泥する必要はない。

［**實例二**］毎月一定量の配給量を得れば、職工も、機械も、技術員も、凡てが圓滑に操業出來る事情に拘らず、配給は三ケ月も四ケ月もなく、止むを得ず工場一部の操業を休止すると、一度に四ケ月分も配給される。その際、原料の處分に考慮の態度を示せば、次期には實績云々を以て配給量を減額される。やむを得ず倉庫に貯藏し、不要の金利を拂ひ、危險の豫防から、品質の低下までに無駄を生ずる。常に原料獲得の不安に脅え、斷續的な配給に狽へてゐる現狀では操業の圓滑など到底期待すべくもない。この間の消息は、最

近の各會社の考課狀の製品並に原料貯藏品の項に如實に顯れてゐる。

**（e）一般に個々の商取引迄形式的劃一的統制を行ひ、干渉する結果、配給の劃一性を欠き、不圓滑を招來してゐる**

## 一〇 勞務統制

**（a）勞務動員の最重點化を採用せざるため、急增産を必要とする最重點工場の能率低下を來し、生産の停滯に拍車をかけつゝある**

**（b）使用制限令、雇入制限令等は實情に卽せず融通性乏しく、甚しきは移動制限が移動誘發の原因となる如き結果を生じてゐる**

［**實例一**］雇入制限令は繁雜なる手數を要するに反し、移動を防止するに效果なく、寧ろ却て退職理由を僞つて退職手當を受領し、他に就職することの可能を知らしめた樣な實情を呈してゐる。

［**實例二**］學校卒業者使用制限令の實施以來、技術者の採用は困難となり、十五年度に於ては割當申請數に對し僅かに四%にすぎない。これらは査定標準が技術者と使用勞務者との比率を基準としてゐるので、實情を無視した情況である。

［**實例三**］指定學校卒業者の採用認可に當つて、認可をうけ乍ら、所要技術者を得られない事がある。卒業者數と認可數とが合致しない。

（以　上）

190

国立公文書館
National Archives of Japan

五月二十三日（金）

午後一時三十分

（法制局長官）

一、許可認可事項ノ整理ハ各省ニ於テ研究シ整理ノ上本會ト連絡スルコトニ御了解願ツタ様ニ思フ。

試補ノ制度ニ付イテハ内閣ニ人事部ヲ作ツテ統一的ニ採用シ之ヲ各省ニ配屬セシムルコトトスル意見ガアツタ。

官吏ノ更迭ガ頻繁ナノデ能率ガ上ラヌト云フコトニ付テハ各省ノ課長ノ勤續年數ヲ法制局デ調ベテヰル。官吏ノ再訓練ニ付テハ總力戰研究所等ヲ利用スルト共ニ、又別途考ヘル積リデアル。

（民間財界トノ懇談會ノ經過ヲ説明）

本日モウ一回自由討議ヲ願ツタラ宜シカラウト思フ。

一、南　弘

許可認可事項ノ整理ハ各省デヤラセテソレヲ法制局長官ノ許デ統制シソレヲ本會ニ提出スルコトト了解シテヰルガソレデ宜シイカ。

一、法制局長官　　ソノ通リ。

一、二上兵治　　官吏ノ待遇改善ハ下級ノミデナク上級ノ者ヲモ含ム趣旨デアラネバナラヌ。

一、南　弘　　同感　下級ノ者ニ付テハ特ニ心懸ケル必要ガアルカモ知レヌ。

内閣
R4 タイプライター用紙



国立公文書館 National Archives of Japan

一、二上兵治

待遇ヲ見ルコトハ左右ノ權衡ヲモ見ルコトガ必要デアル。貴衆兩院議長ノ方ガ大臣ヨリモ多クナツテヰル。行政整理ノトキニ議長ノ分ニ手ヲツケナカツタ爲デアル。

一、森山參事官

財界ノ人ノ意見ハ財界ノ人ハ官界ノ人ニ比シテ上ノ者ト下ノ者トガ非常ニヨクナツテヰルガ中途ノ者ガ官吏ノ方ガ極メテ惡イト云フコトヲ指摘シテヰル。

一、南　弘

役人ノ進級ガ早イモノダカラ、ソウ云フコトニナツテヰル。

一、二上兵治

物價ガ今日ノ十分ノ一位ナトキニキメタ俸給令ダカラ不合理ガ多イ、殊ニ陸海軍ノ將官ガ會社ノ顧問ニナルトキナドニ之ヲ一種ノ恩惠デアルガ如キコトニ云ヒフラサレルノハ甚ダ面白クナイト思フ。

一、南　弘

財界ノ人ノ意見ダケキイテ新聞社ノ意見ヲキカヌト云フ不平ガアル。

一、法制局長官

各方面ノ意見ヲキク積リデアル。

一、南　弘

事務簡捷ハ單ニ官廳ノミデナク民間ノ方面ニモ大イニ勵行セネバナラナイ。

内閣





国立公文書館 National Archives of Japan

一、小倉大臣

委員會ノ委員手當ヲ官吏ガ受ケルコトニ付イテ民間人ノ中ニハ文句ヲ云フモノガアル。

一、南　弘

手當ハ相當額ニ適スル場合ガアル。之ハ公平ニユカヌノデイケナイ。待遇改善ト同時ニ研究スベキデアル。賞與ト一シヨニ考ヘネバナラヌ。

一、二上兵治

機密費ノ澤山アル省デ之ヲ賞與ヤ退職金ニ宛テルト云フ噂ガアル。之ハ機密費ノ有無ニ依ツテ公平デナクナル。之ニ付イテモ統制ヲ考慮スベキデアル。

一、河田藏相

事務ノ繁閑ニ依ツテ俸給ヲキメルコトニスレバヨイケレドモ、ランクニ依ツテ俸給ヲキメル立前ニナツテキル、日本ニ於テハ委員手當ハ或程度ニ於テハ已ムヲ得マイ。

一、二上兵治

退職手當モ非常ニ不公平デアル。

一、河田藏相

官等俸給ガ相伴フ制度ガ昔アツタガソレヲ撤廢シタ以上ハ官等ハモウ不用デアル。

一、鈴木大臣

物價問題ト關連ヲモツト思フ。

内閣
B4 タイプライター用紙
143

一、南　弘
生活ニ即シタ様ニ俸給ヲ考ヘルコトガ必要デアラウト思フ獨乙ハ五級位ニ分ケテ住宅料ヲ給シテキル。
一、森山參事官
地方長官ノ指定地ガ俸、大學教授ノ職務俸ノ如キハ現在デモ行ハレテキル。
一、二上兵治
官舍ノ有無ナドモ非常ニ違フ。
一、河田藏相
理想カラ云ヘバ全部ノ官吏ニ官舍ガアルコトガ必要デアラウ。
一、二上兵治
大學ノ教授等ガ名與教授ノ名稱ヲ受ケ勅任官ノ待遇ヲ賜フ制度ガアル。
一、河田藏相
技術官トカ事務官ニ付イテモソノ制度ガアルトヨイト思フ。
一、小倉大臣
勅任待遇ノ殖エルコトハ如何デアラウ。
一、河田藏相
税務官吏等ガ民間ニ流レテシマツテ困ルコトガアリハセヌカ。
一、河田藏相
ソノ傾向ハ大イニアル。景氣ガヨクナルト他ヘ流レル。税務代辯人ト云フモノヲ作ツテ欲シイト云フ論モアル。
一、柳川法相

内閣

税務官吏ノ犯罪ハ非常ニ多イ。
教學刷新ガ急務デアル。

一、平沼内相

待遇改善ト教學刷新ト並行スヘキデアル。

一、南　弘

支那ノ歴史ヲ見ルト教學ノ刷新ヲ痛感スル。

一、平沼内相

徳川時代ニナツテ義理（？）ノ學問ガ發達シテキタ、ソノ經果ヲ日本ノ學問ハ受ケル點ガ大キイ。

一、柳川法相

地方ノ協力會議ノ狀況ヲ見ルト話題ハ大体直接ノ問題デ物價問題、配給問題ガ多イ。
京都デ矢野博士ガ發言シテ結局教學刷新ガ根本デアルト論ジタ。

一、二上兵治

現在デハ大學令第一條ヲ勵行スル趣旨ハドウ實行サレテキルカ。

一、法制局長官

ヤ、レバヤレルト思フ。

一、鈴木大臣

終始國史ヲヤラセテハ如何。

一、南　弘

職業學校ト人物ヲコシラヘルコトト一ツニヤツテキルカライケナイ。

一、法制局長官

内　閣

B4 タイプライター用紙

國史ノヨイ資料ガナイノデ、文部省デ豫算ヲトツテ相當ヨイモノヲ作ルコトニナツタ。

一、南　弘

國史ヲ重ンズルコトハヨイケレド試驗ノ對照トスルコトニナツテハ何モナラヌ。

一、鈴木大臣

數學ノ先生等ガ優遇サレテ國史ノ先生ガ冷遇サレテヰル。

一、南　弘

數學ノ先生ハ永ク居ナイデ優遇サレテヰル。

一、柳川法相

先生ガ非常ニ不足シテヰル。

（文部省デ新ニ國史資料ヲ編纂シテヰルコトニ關シ意見ヲ述ブル者多シ、河田藏相ハ現代ノ必要スル國史ヲ作レバヨイト主張シ、柳川法相ハ誰カノ說ヲ中心トスベキコトヲ主張ス）

一、平沼内相

修史館ノ如キモノヲ作ツテ時ノ宰相ガ之ヲ主掌スルコトハ必要ナコトダト思フ。

大日本史アタリヲ讀ミ易イ様ニナホシタ方ガ早クハナイカ。

一、法制局長官

官吏ノ待遇ノ問題ハ大藏省デモウ少シ調ベテ貰フコトニシテハ如何。

内閣

國史ノ問題ニ付イテハ森山參事官カラ文部省ニ御趣旨ヲ傳ヘルコトニスル。

教育ノ問題ニ付イテハ文部省ノ人ニ來テ貰ツテ御趣旨ヲ傳ヘルコトニシタイ。

一、河田藏相

監察制度ヲ設クベキカ否カニ付イテ御意見ガ承リ度イ。

鐵道省ノ監察制度ハ如何。

一、森山參事官

鐵道省ノ監察官ハ鐵道經營ノ合理化ノ爲監察官ハオカレタ。

遞信省モ同ジ理由デ復活シタ。

內務省ノハ財政方面ノ監査ト云フ意味デ設ケラレタ。之ハ主トシテ公共團体ヲ對照トシテヰル。

一、柳川法相

司法省管下ニモ監察サセル計畫ガアル。

一、河田藏相

成績ハ如何。

一、南弘

アア云フ制度デハムツカシイ。

設ケル以上ハドウ實効ヲアゲルカト云フニ在ル。

一、法制局長官

各省デナク中央ニオクコトニシテハ如何ト云フ說ガアル。

內閣

一、平沼内相
歴史カラ云ヘバ失敗ノ繰カヘシデアル。

一、森山參事官
會計檢査院ニ監督サセタラバヨイト云フ意見モアル。

一、南　弘
大臣ノ責任デアルベキデアル。

一、石黒農相
仕事ノ途中ニ左樣ナコトヲヤラレテハ仕事ガ出來ヌ。

一、南　弘
中央ニ設ケルコトハ考ヘ物デアル。

一、柳川法相
大臣カ誰カニ勅命デ監察サセテハ如何。

一、森山參事官
ソノ說モアル。

一、南　弘
各省ニ監査課ヲ設ケル又ハ督學官ヲ設ケルガ如キハ考ヘ物デアラウ。

一、二上兵治
官ヲ設ケルコトハ別問題トシテ監察ヲ行フコトハ結構デアラウト思フ。

一、平沼内相
各省大臣ノ責任デナスベキデアル。

内閣

B4 タイプライター用紙

一、秋永部長
政府自ラ計畫ヲ建テテモ之ガ豫定通リ出來タカドウカト云フコトヲ見ル組織ト余力トヲモタヌコト、又次年度ノ計畫ヲタテルタメノ參考ヲトルコトモ出來ヌ。
之デハ進歩ガナイ。
ソウ云フ意味カラノ監察ガ必要デハナイカ。
右ノ様ナ意見ガ云ハレテキル様ニ思フ。

一、小倉大臣
斯様ナモノガアルコトガ消極ニ役ニ立ツ。

一、鈴木大臣
自分ノ役所ニハソノ必要ガアル。シカシ各省ノ大臣ニソノ氣持ガナイト實行出來ヌ。
計畫經濟ヲヤルニハ之ガ必要デアル。
陸軍デハ命令ノ實行ト云フコトガ大切ナコトトシテ取リ上ゲラレテキルガ斯様ナコトヲ文官ノ畑ニモ實行シタ方ガヨクハナイカト思フ。
鐵ノ回收等デモ方針ヲキメテカラソレヲ「フォロー」シテユク要ガアル。

一、二上兵治
遞信省ニハ監査規程ガアル筈デアル。斯カル制度ヲ整備スレバヨイト思フ。

一、小倉大臣

監察ガ來ルト云フコトデ注意深クナル。

一、司法大臣

（司法省ノ監察委員制度ノ案ヲ朗讀シテ之ヲ紹介ス）

一、南　弘

一ツ制度ノ案ヲ作ラレテカラ御相談ニ應ジ度イ。

一、石黒農相

潮顧問官ハ適材ヲ委員トシテ内閣カラ監察委員ヲ派遣スルコトニシテハ如何ト云フ意見ヲモツテキル。

一、法制局長官

行政各部ノ連絡ノ爲、制度トシテモ考ヘル必要ガアル。權限ノ間ノ「フリクション」ガアル。之ヲ如何ニシテ調整スルカガキマルコトガ必要デアル。行政各部ノ權限爭議ヲ裁定スル必要ガアル。總動員ノ關係デハ昭和十四年二月八日閣議決定ガアル。同年九月三十日ニハ總理大臣ガ指示スルコトヲ得ル旨ノ勅令ガ制定サレタ。

ソレ以外ニモ色々爭ガアル。

之ヲサバク有効ナ方法ガ必要デハナイカ。

一、二上兵治

内閣官制ニヨレバ總理大臣ニハ大キナ權限ガアルノダカラ之ヲ活用スレバヨイト思フ。閣議デ相談スレバヨイ。

一、秋永部長

企畫院アタリデハ權限爭議ノ議論ガ大部分デアル、之ヲ何トカ簡單



内閣



国立公文書館
National Archives of Japan

ニキメルコトガ事務能率ヲアゲル所以デアラウ。

一、石黒農相

官吏ノ給與ヲ調ベル際ニ外地ノ加俸ノコトニ付テモ考慮サレ度イ。

一、南 弘

臺灣ノ經驗カラ云ヘバ中々ムツカシイ。

ヨイ人ガ得ラレヌ。

一、柳川法相

臺灣デハ内地人ハ少シヨイ生活ヲセネバ具合ガ惡イ

午後四時終了

内閣

B5 タイプライター用紙

151

裏面白紙

国立公文書館 National Archives of Japan